

## 第7回 倉敷市水道事業経営審議会会議録

1 日 時 令和6年4月19日（金）14時00分～14時45分

2 場 所 水道局3階大会議室

3 出席者 出席委員10名

天王寺谷会長、中濱副会長、大橋委員、岡本委員、尾跡委員、児玉委員、西委員、別所委員、山路委員、渡邊委員

事務局11名

古谷水道事業管理者、智片参事、佐藤副参事、森兼副参事兼水道管理課長、堀内水道総務課長、岩知道水道サービス課長、難波水道サービス課長代理、安部水道建設課長、桂水道建設課長代理、岡本浄水課長主幹、渡部水道総務課企画検査室長

### 4 会 議

#### (1) 議 事

水道料金の適正水準について答申（案）

<質疑>

委 員 水道料金の値上げに関して令和7年度からということは、4月から値上げというごとでよろしいですか。

事務局 今回の答申をいただいて周知期間等も含めながら作業を進めていきたいと思います。一番早い料金改定時期のタイミングとしては、3月検針を行った水道料金の納期が4月になりますので、利用者の皆様には4月にお支払いいただく料金から新料金という形になってくるかと思います。

委 員 値上げの日程や期間は、この答申の中で謳わなくともいいですか。

事務局 改定時期については審議会での審議項目としておりませんでしたので、答申案に明記していませんが、料金算定期間を令和7年度から令和9年度までの3年間に設定し、ご審議いただいたところです。

委 員 資料1の4ページ目ですが、下水道はどうなるのだろうかと不安を持っている方もおられますので、「※下水道使用料は変更なし」という注釈の文字を大きくしていただ

きたいと思います。

会長 利用者からすれば、上水道も下水道も合わせて料金が請求されますので、下水道使用料の変更のないことが強調されていると、分かりやすく親切かとは思うのですが、審議会としては、下水道使用料は対象としていないので、答申にどう反映していけばいいのかというのは難しいところと思います。

事務局 下水道使用料につきましては、先ほど会長から説明がありましたように本審議会の議題ではなく、別の部署が管轄しているところです。ただ、水道料金と下水道使用料は水道局がまとめて徴収させていただいているという現状ですので、今回の資料の表記について、もう少し字が大きいものに差し替えるということは可能です。

委員 「1 水道料金の改定について」のところの2段落目で、「中核市の中では5番目、岡山県下の市の中では2番目」ということを謳っているのですが、県内の市で一番安価な市は玉野市で、倉敷市は2番目だったと思うのですが、中核市というのは、全国の中核市の中で5番目ということでよろしいですか。

会長 中核市全62市の中で、5番目に安いということです。

委員 「効率的な経営に取り組んできた。こうした努力により安価な料金を維持している。」と結んでいるのですが、すぐ近くに大きな水源があるなど、自治体によって様々な地理的な条件も絡んでくると思います。企業努力だけで、この安さを維持しているというような感覚に結びつきやすいので、「維持している」というより「維持できている」という言葉に変えられた方が、他市に対してもやわらかい気がいたします。

会長 修正の方向で検討させていただければと思います。

委員 「はじめに」の3段落目の「令和4年には、災害に強いまちづくりを進めていくことが急務である」というところを、能登半島地震など最近の激甚災害が頻発化する状況を踏まえた対応として耐震化の推進も急務になるというようなことを少し加えた方がわかりやすいのではないかと思います。それから4段落目の「給水人口の減少や節水意識の浸透等に伴う給水収益の減少」というところですが、節水を意識しなくても節水機能付きシャワーHEADや洗濯機といった節水機器の普及という言葉もよく使われているので加えていただけたらと思います。

会長 3段落目についても、ご意見を踏まえて修正させていただければと思います。修正作業につきましては、私会長に一任いただければと思っております。委員の皆様には、修

正しました答申案を郵送させていただき、それをご確認いただいた上で、最終的に答申書として提出したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委 員 この答申案は、6月に会長から市長に手交等されるとお伺いしましたが、どのようなスケジュールで、答申以降進んでいくのかということと、PRの期間をどの程度みているのか、またそのPRの方法について、市民の皆様、事業所様に対して、周知期間、方法などご教示いただけたらと思います。

事務局 今後のスケジュールですが、答申いただくのが6月頃になるのではないかと想定しております。その後、議会承認となってまいりますが、次の議会は9月議会になります。そのスケジュールでいきますと、令和7年1月使用分というのは3月検針分からになりますので、12月中までが周知期間と考えております。広報としては、広報紙に折り込む「広報くらっぴい」(年4回発行)のほか、新たにチラシを作成し配布をさせていただこうと考えております。また、昨年度、水道局がアプリを公開しておりますので、そういう手段も用いながら周知を図ってまいりたいと考えております。

委 員 議会の否決もあり得るのですか。

事務局 そこは我々水道局としましても、理解を得られるように説明をさせていただきたいと考えております。

## (2) 今後の日程について

事務局 次回第8回審議会は、10月もしくは11月頃に開催させていただく予定です。

令和6年 5月 9日

代表署名人 天王寺谷 達将